

第23期 第13回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年7月31日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 1 3 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 7 月 31 日（火）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 1 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 17 名
事務局 局長
次長
係長
主査

欠席者 農業委員 2 名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 40 号 農業委員の担当区域の変更について 2 件
議案第 41 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 2 件
議案第 42 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 1 件
議案第 43 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 1 件

第 3 報告第 32 号 農地法第 4 条の規程に基づく届出について 1 件
報告第 33 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 1 件
報告第 34 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について 1 件
報告第 35 号 相続税の納税猶予に関する継続届について 2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成30年度第13回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

議席番号9番 ○○ ○○ 委員、13番 ○○ ○○ 委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号10番 ○○ ○○ 委員、11番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

第 2

■議案第40号 農業委員の担当区域の変更について

議長

議案第40号 農業委員の担当区域の変更について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第40号について○○委員と○○委員より担当区域の変更依頼がありました。変更する区域は「重藤・永木・福住・梅原」になりまして、今までは○○委員が担当区域の農業委員として農業委員会活動を実施されていましたが、○○委員へ変更していただきたいとのことです。なお、承認後は、8月1日より変更ということでお願いいたします。説明は以上です。

議長

議案40号につきまして地元委員さんの説明をお願いいたします。

〇〇委員

代表して説明させていただきます。担当区域の広報区長より農業委員を選出する際に話し合いがあり、そのときの区域と現在の区域が違っていると、今回お話がありました。地元では、農業委員選出方法も決まっているとのことで、是非変更したいとのことで申請しました。承認よろしくをお願いします。

議長

事務局、委員さんから補足説明がありました、重藤、永木、福住、梅原の地区は区長さんに頼んで農業委員さんを選任してもらったのですが、そのときの地区割りと違うということで、変更して欲しいとの申出がありました。7月末に農業委員会だよりを配るにあたって、専決事項として事後承認となります。

岡本委員

推進委員の変更はないのですか。

事務局

推進委員については変更ありません。

議長

議案40号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案40号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案40号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1について、事務局説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	上野	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野字唐井	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 農地管理が難しいため (譲受人) 経営規模の拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜・果樹		
主な農機具の保有状況	農作業用自動車、トラクター、耕耘機、田植機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、夫婦とも教員で兼業農家です。子供達は農業をしないということで、今回〇〇さんと話がつきました。〇〇さんは自宅の近くの農地を希望していましたので、米野菜を作るということで、互いに話がまとまりましたので、購入となりました。以上です。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

貸出人	上唐川	〇〇	〇〇	さん
借受人	上唐川	〇〇	〇〇	さん
申請地	上唐川字ヨトヲケン 畑 外14筆			
譲受人の耕作面積	0.00 m ²			
申請理由	親子間の経営移譲・10年間の使用貸借権設定			
譲受人の作付作物	野菜・キウイ・びわ			
労働力	常時2人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えられます

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

経営移譲ということです。長男の〇〇さんが跡をついでやっていくということで、別に問題等はありませんので、よろしく申し上げます。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、4ページをお開きください。

■議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第42号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

渡人	双海町高野川	〇〇	〇〇
借受人	松山市	株式会社	〇〇 〇〇
申請地	双海町高野川字成組	畑	
転用目的	事務所、保養所及び資材置場		
権利の種類等	賃借権設定		

借受人は昭和〇〇年に会社を設立し、現在は松山市で事業用地を賃借し看板の企画、製作や特殊印刷業、広告代理業を中心として事業を行っています。本年末をもって事業用地を返還することとなり、代替地を確保するために適地を探していました。申請地は、事業用地として、事務所と従業員の福利厚生の用に供するため保養所として必要な土地形状・面積を有しており、JR予讃線〇〇駅より100m程度の距離にあり、眺望も保養所としても最適な立地であるため、所有者と交渉し合意に至ったことから転用許可申請に及ぶものであります。

申請地は、JR〇〇駅から北西に向って100m以内に位置し、公的施設である鉄道の駅からおおむね300m以内の農地として第3種農地に判断されます。第3種農地は転用の確実性が認められ、周辺の営農条件への支障がない場合は原則転用許可になります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。
以上です。

議長

議案第42号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

ただいま事務局から説明がありましたとおり、場所的には、〇〇駅から3分ぐらいの場所です。申請地の前に国道378号線が通っておりまして、その間に土地があるように見えますが、国道から10m近くの崖を上がったところにあるのが申請地になります。譲受人からは見晴らしがいい場所だったので要望があったと聞いております。賃貸の方は10年契約でそれ以降は1年ごとの更新となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第42号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第42号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第42号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第43号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

1番

申出人	大平	〇〇	〇〇
土地所有者	大平	〇〇	〇〇
申出地	平岡字ハノラ谷	畑	外3筆
転用目的	植林		

申出人は、父親が高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、平成8年から平成10年の間に植林をしたということです。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化している

ため農地としての復旧は難しく、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準からの判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

議案第43号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおり、周辺山林に囲まれて耕作も難しい場所だと思います。山林ということで問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

事務局

本日欠席されています〇〇委員より地元委員としての説明内容を預かっていますので、事務局が代わって発表いたします。

〇〇の園地については、県道横で周りに影響がないため問題ありませんので、ご審議よろしく申し上げますとのことです。以上です。

議長

議案第43号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第43号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第43号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■報告第32号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第32号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

1番

申請人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
届出地	中山町中山午畑		
転用目的	農業用倉庫		

以上です。

議長

報告第32号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第33号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第33号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市株式会社	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大角藏田	外1筆	
転用目的	資材置場		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第33号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

■報告第34号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第34号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

以上です。

議長

報告第34号についてご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

■報告第35号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第70条の6の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

被相続人	稲荷	〇〇	〇〇
相続人	稲荷	〇〇	〇〇
届出地	米湊 田 外3筆		
相続開始	平成〇年〇月〇日		
証明書交付日	平成30年7月10日		

2番

被相続人	下吾川	〇〇	〇〇
相続人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下三谷 字馬塚 畑 外1筆		
相続開始	平成〇年〇月〇日		
証明書交付日	平成30年7月13日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出した後、相続人は、申告期限から3年目毎に「引続き農業経営を行っている旨の証明書」等について税務署長に提出することになっております。

このたび、相続人より「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を求められましたので届出地について農地の利用状況について確認した結果、農地として適正に利用されていることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第1号）第2条第1項第2号の規定による会長専決により、証明書を交付しました。
以上です。

議長

報告第35号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・平成30年7月豪雨災害義援金について説明があり、協力することとなった

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年8月30日(木曜日)午後1時30分 伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第13回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第13回7月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時 15分 閉会)